

## 別 紙

### 石川県小松市 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

- ・本市は人口10万人弱を擁し、世界的規模の建機メーカーとその関連企業や、バスマーカーの工場が立地するなど県内最大の製造品出荷額を誇る、第二次産業従事者比率の高い「ものづくり」の盛んな地域である。
- ・本市を含む北陸地方は有効求人倍率が全国でも上位を占める状況が続いており、各企業では人手不足による従業員一人ひとりの労働量の増大が経営上の大きな課題として台頭している。特に下請・孫請にあたる中小企業において状況は深刻であり、雇用増による状況の改善が早急には見込めないため、現状を放置すると域内の産業基盤の衰退は避けられない状況である。
- ・このような中、市独自の取り組みとして「経営モデルチェンジ支援事業」等を講じてきたが、引き続き域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることにより、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

- ・中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内、ひいては北陸三県で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、南加賀地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

##### (3) 労働生産性に関する目標

- ・先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

- ・本市の産業は、第二次産業をはじめとするものづくり産業が盛んであるが、農林水産業、サービス業にも多くが従事しており多様な業種が小松市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

- ・本市の産業は、駅周辺、沿岸部、山間部と広域に立地し、産業団地においても同様に点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

- ・本市の産業は、第二次産業をはじめとするものづくり産業が盛んであるが、農林水産業、サービス業にも多くが従事しており多様な業種が小松市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。
- ・生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。